

食と地域の交流促進対策交付金

【1, 364 (1, 703) 百万円】

対策のポイント

食を始めとする豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、消費者との絆の強化を図るために、地域の力が総合的に発揮されるよう、都市住民のライフスタイルを変える市民農園やグリーン・ツーリズムの活用等を推進するとされたところです。
- ・このため、グリーンツーリズムなど、食を始めとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進することが重要であり、こうした多様な取組を推進し、農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図る必要があります。

政策目標

約450億円規模の集落型の経済活動を創出（平成27年度）

<主な内容>

1. 食と地域の交流促進集落活性化対策

「子ども農山漁村交流プロジェクト」、グリーン・ツーリズムなど、食を始めとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付します。

補助率：定額（1地区当たり上限220万円）

事業実施主体：集落等

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

農林水産省、総務省、文部科学省が連携して、全国の小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う活動を推進している取組です。

2. 食と地域の交流促進支援対策

個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の活動を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

3. 都市農業振興整備対策

都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等を支援します。

補助率：定額（1/2相当）

事業実施主体：民間団体、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））]

食と地域の交流促進対策交付金

農林漁業者の所得の向上と集落の維持・再生を図るため、農山漁村の6次産業化を推進する観点から、食を始めとする農山漁村の豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援。

集落活性化対策（ソフト）

（基本スキーム）



【ポイント】

- 農山漁村の活性化に向け、集落の創意工夫に富んだ取組を促進
- 取組内容のメニュー化により、多様な取組が実施可能

対象 毎年度、公募により実施地区を採択

「集落等」＝農林漁業者を中心に、地域の住民や諸団体、NPOなど集落で合意した組織（規約が必要）

支援内容 補助率：定額（1地区当たり上限220万円）

食を始めとする農山漁村の豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの都市農村交流や地域づくりの取組に係る経費を、国が直接支援します。

支援の仕組

国（地方農政局等）から、集落等の取組に対して交付金を直接交付します。



＜集落の取組内容（メニューを自由に選択）＞

- ① 子ども交流（子ども農山漁村交流プロジェクト）
- ② 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）
- ③ 定住促進
- ④ 都市人材の活用（田舎で働き隊）
- ⑤ 農村環境の活用
- ⑥ 集落型産地振興
- ⑦ 都市農業の振興
- ⑧ 医療・介護の場としての活用
- ⑨ 生活条件確保
- ⑩ 地域提案型活動



子ども交流



グリーン・ツーリズム



田舎で働き隊

（関係府省とも連携）

都市農業振興整備対策（ハード）

対象 市町村、NPO法人等の民間団体

支援内容 都市農地の保全や都市農業の振興に必要な施設等の整備について、国が1/2以内の経費を補助します。

（主なメニュー）

- ・市民農園の整備
- ・用排水路の補修等簡易な基盤整備等



市民農園